

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第6号

新潟県建設業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建設業法施行細則（昭和44年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる者は、関係書類正本1通及び副本2通を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により許可の申請をする者</u></p> <p>(2) <u>法第11条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により変更等の届出をする者</u></p> <p>(3) <u>法第12条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により廃業等の届出をする者</u></p> <p>(4) <u>法第17条の2第1項から第3項までの規定による認可を受けようとする者</u></p> <p>(5) <u>法第17条の3第1項の規定により認可の申請をする者</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に規定する書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第2条 <u>法第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に許可の申請をする者又は法第11条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に変更等の届出をする者は、関係書類正本1通及び副本2通を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>法第12条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に廃業等の届出をする者は、届出書1通を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定による書類は、その主たる営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。